

平成19年8月28日付け津市監査委員告示第8号公表分

(1) 健康福祉部

ア 援護課

監査の結果 (措置が講じられた部分に限る。以下同じ。)	生活保護法第63条の返還金は、平成18年度末で現年度分116件、過年度分55件、同法第78条の返還金は、同じく現年度分19件、過年度分24件あり、保護の適正実施のため、債権管理台帳の整備や催告状の送付など適切な債権管理と回収措置に努められたい。
措置の内容	生活保護法第63条及び第78条の返還金については、債権管理一覧表等により管理し、各ケースワーカーが個別訪問等により納付指導に取り組んでおり、監査の結果に記載された未收件数については、平成23年3月31日現在で、同法第63条の返還金は149件(総件数)が、同法第78条の返還金は17件(同)が、それぞれ返還された。

(2) 商工観光部

ア 観光振興課

監査の結果	平成18年に総合旅行誌への広告掲載料や野立て看板の掲出料などが支出されているが、今後これらの広告効果についての検証を行われたい。
措置の内容	観光入込客数は、平成14年が479万人であったところ、同年以降毎年30万人程度減少を続けたため、平成18年度において、総合旅行誌への広告掲載、野立て看板の掲出等を実施した結果、観光入込客数は、前年に比べ31万人の増加に転じ、一定の効果があつた。 なお、平成19年度以降については、継続的な広告掲載等による情報発信を展開し、平成22年の観光入込客数は、418万人になった。